

我孫子市税条例の一部改正の主な内容

改正概要

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関し、地方税法等の一部を改正する法律が公布されます。徴収猶予手続に関しては施行と同時に手続き可能になるため、我孫子市税条例の一部条項について早急に改正する必要があり専決処分により我孫子市税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

なお、この専決処分については、令和2年第2回臨時会において報告し承認を求めることになります。

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第20条	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等</p> <p>本特例に係る規定に条例委任はなく、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予申請の受付に関しては、現行と変わりありません。</p> <p>ただし現行の徴収猶予の申請手続きは、記載内容に不備や添付書類の不足等が発生時においては、訂正や不足書類の提出を求める通知をすることになっており、通知日後20日経過しても訂正や不足書類の提出がなかった場合には申請を取り下げたと見なしています。当該期間に関しては各自治体が条例で定めており、我孫子市の場合は市税条例第9条第7項にて当該期間を20日としています。</p> <p>今回の一部改正は市税条例の第9条第7項の規定を準用するための改正になります。</p>	公布日

※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る概要

- ・市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等すべての市税が対象になります。（証紙徴収による地方税は除かれます。）
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用されます。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用されます。

※現行の制度との比較

特 例	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヵ月以上）において収入が大幅に減少（前年同時期比概ね20%以上の減で一時に納付・納入が困難と認められる場合）した場合に徴収を猶予。 ・担保は不要 ・延滞金は免徐 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに徴収を猶予。 ・原則として担保の提供が必要 ・延滞金は軽減（年1.6%）